

第2章 計画の基本的事項

1. 計画の位置づけ

本計画は、改正施行された地球温暖化対策推進法第20条に基づき、本県における自然的社会的な地域特性に応じて、地球温暖化対策の推進に関する基本的方向を示すとともに、各分野における排出削減目標、吸収量、目標達成のための対策、対策を持続的に推進するための方法、推進体制の整備等を盛り込んだものであり、本県における地球温暖化対策を推進するための指針となるものです。

また、1996（平成8年）年に策定された千葉県環境基本計画の基本理念の一つである「地球環境保全への貢献」に係る取組を展開するための具体的な行動計画の性格を併せ持つものです。

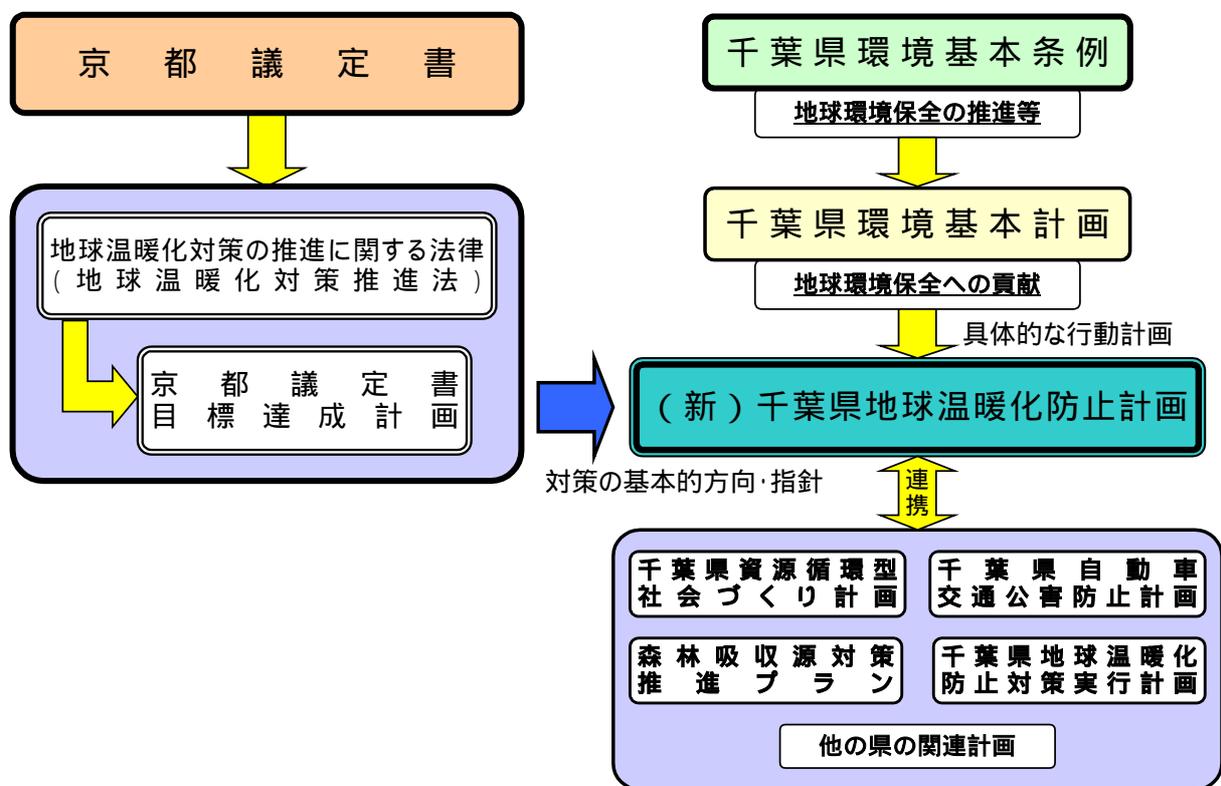


図2-1 本計画の位置づけと関連計画の関係

2. 計画策定に当たっての視点

本計画は、京都議定書目標達成計画の目指す方向である「京都議定書の6%削減約束の確実な達成」及び「地球規模での温室効果ガスの更なる長期的・継続的な排出削減」を踏まえ、本県において我が国の国際的な約束の6%削減にどのようにして貢献するか、さらに、中長期的に温室効果ガス排出量を減少基調に転換するとともに、継続的な排出削減を進めため、以下の観点から計画の策定を行うこととします。

- 京都議定書目標達成計画との整合を図ること
- 将来の温室効果ガス排出量の推計をもとに県民、NPO、事業者、行政等のあらゆる

主体が参加・連携し、地球温暖化対策を進めること

- 実施主体を明確にし、実効性のある施策を盛り込むこと
- 見直し後の計画を適切に推進するため、計画、実行、点検、見直し（PDCA サイクル）を重視した推進体制を構築すること

3．計画の期間

本計画の期間は、現行計画と同じとし、2006(平成18)年から京都議定書の第1約束期間(2008年～2012年)の中間年である2010(平成22)年とします。

4．計画の対象

- 対象地域：千葉県全域（八都県市などとの広域的な連携）
- 対象ガス：二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）及び六ふっ化硫黄（SF₆）の6つの温室効果ガス

5．計画の基準年

本計画の基準年は、国の京都議定書目標達成計画と整合性を持たせるため、二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素については1990年、HFC、PFC及びSF₆については1995年とします。